

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	上下水道基本料金等助成事業 (上下水道事業分)	①物価高騰の影響を受けている市上下水道契約者に対し、上下水道基本料金4ヶ月分を減免する。(※3月分の減免はR7実施計画計上) ②上下水道基本料金3ヶ月分(4～6月分)の減免及びその他関係経費 ③上下水道事業への補助金 (1)上下水道基本料金減免 合計247,500千円 上水道 ひと月あたり 50,000千円×3か月＝150,000千円 下水道(農業集落排水含む) ひと月あたり 32,500千円×3か月＝97,500千円 ※口径により単価が異なるため、R7.10月の実績総額より算出。 (2)事務費 合計8,249千円 システム改修(委託料) 7,425千円 人件費(時間外勤務手当) 824千円 ④市内の上下水道契約者約46,500件(公共施設除く。)	R8.4
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小中学校給食費無償化	①近年の物価高騰の影響に伴い、本市に住登している児童生徒(小中)を対象に学校給食費(食材費)を無償化する。小学校分は、国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当する。また、無償化の恩恵を受けられない児童生徒(アレルギー等)に対する給食費相当額補助金を支給する。 ②(1)小中学校給食費 617,903千円 (2)アレルギー給食費相当額補助金 23,000千円 ③(1)学校給食費(学校給食物資調達等委託料) 617,903千円 小学校317円×6,321人×192日＝384,721,344円 中学校395円×3,107人×190日＝233,180,350円 (2)アレルギー給食費相当額補助金 23,000千円 市内小中学校における非喫食者分 (小学校317円×44人×187日)+(中学校395円×82人×187日)＝8,665,206円 市内在住で校区外の小中学校に通学する児童分 (小学校317円×12人×187日)+(中学校395円×185人×187日)＝14,376,373円 合計23,041,579円≒23,000千円 ④市立小学校15校、市立中学校6校に通学する児童生徒。市内に住民登録し、市外小中学校に通う児童生徒。※教職員を含まない。	R8.4
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	私立保育所等給食費補助金	①物価高騰に伴う食材料費の値上がりによる保護者の負担を軽減するため、市内の教育・保育施設を利用する3歳児から5歳児の副食費の一部を補助する。 ②私立保育所等給食費補助金 31,383千円 ③対象児童1人あたり月額1,400円×年間在籍延べ児童数見込 22,416人 ＝31,382,400円 ④対象児童(延べ見込)22,416人 ※教職員を含まない。	R8.4
4	④消費下支え等を通じた生活者支援	上下水道基本料金等助成事業 (し尿汲み取り分)(R8実施分)	①公共下水道使用料の基本料金相当額の助成を行い、物価高騰の影響を受けた家計の負担を軽減する。 ②公共下水道使用料基本料金の月額に相当する額の4か月分 693円/月×4か月分×999基(世帯)≒2,770千円 のうち、R7実施済み319基(世帯)分を除く680基(世帯)分 693円/月×4か月分×680基(世帯)≒1,885千円 その他事務費155千円 ③対象者 999基(世帯)のうちR7実施済み319基(世帯)を除く680基(世帯) 単価:公共下水道使用料基本料金の月額に相当する額 ④し尿汲み取り利用者(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を利用していない者、ただし、公共施設は除く。)	R8.4

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム商品券発行事業(R8実施分)	①物価高騰等の影響を受けた生活者に対し、食料品支援を含む消費下支えを通じた支援として商品券にプレミアム分を付与し発行する。 ②プレミアム等経費(プレミアム率40%)及び事務費 ③商品券48,000千円 プレミアム分 10千円×40%×1万人=40,000千円 〈事務費〉5,668千円(印刷製本費、広報費、委託料、人件費等) ※29,025千円は県補助金充当 ④商店会利用者	R8.4
6	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業者等事業継続支援給付金支給事業(R8実施分)	①物価高騰等の影響により、厳しい経営環境に置かれている市内中小企業者等に対し、支援する。 ②中小企業者等事業継続支援給付金及び関連経費 ③給付金 (R7支給済み674社を除く) 40,000円×892社+70,000円×116社+100,000円×25社=46,300千円 事務費4,793千円(会計年度任用職員報酬等、事務用品費、チラシ製作、ポスター製作、振込手数料) ④市内に本社または本店がある法人または、市内に住民票がある個人事業主	R8.4
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業資材等価格高騰対策事業(R8実施分)	①農業労働費の価格高騰により経費負担の増大が農業経営を圧迫している一方で、農産物の価格は農家で決められないことから価格転嫁が進んでいないことで農業経営が逼迫している農業者を支援し、農業者の経営継続を図る。 ②農業労働費等の価格高騰により影響を受けた経費、生産部会等の活動費の経費で価格高騰に対する補助 ③〔農業労働費・物材費高騰対策支援〕R7実施分を除く 露地栽培 7,830a×20,000円/10a =15,660千円 施設園芸 1,870a×100,000円/10a =18,700千円 その他事務費 77千円 ④販売農家(経営耕地面積が30a以上又は年間の農産物販売金額が50万円以上の農家)	R8.4
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	地元水産物活用支援緊急対策事業(R8実施分)	①需要が低いため漁獲しても利益が上がらないクロダイを学校給食用に漁獲、加工し提供することで、物価高騰の影響を受けた生産業者等に支援する。また、クロダイの需要を高め、地産地消・販路拡大など相乗効果が期待できる。 ②協議会を通じて漁獲及び加工に対する委託を行うための経費を補助する。 ③漁獲費用 2,400kg×1,300円/kg=3,120千円 えさ代等諸経費 567,652円 クロダイ加工料 2,400kg×400円/kg=960千円 保管・配送等諸経費 1,048,696円 協議会事務費 3,652円 ④協議会の会員である漁業協同組合、水産加工業者	R8.4
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業関連物価高騰対策事業(R8実施分)	①物価高騰の影響を受けた漁業者の負担軽減を目的として、漁業協同組合に対して漁船の点検・整備にかかる経費への支援を行う。 ②燃油経費の負担軽減を目的とした漁船の点検・整備にかかる経費を補助する。 ③作業経費 30,000円×組合員99人×=2,970千円 事務経費 380千円 (3,800円×組合員99人+その他事務費3,800円) ④漁業協同組合員99人	R8.4

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期
10	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高対応高校生世代応援手当支給事業(R8実施分)	①物価高騰の影響を受ける高校生世代に対して、物価高対応応援手当に上乗せして子1人あたり1万円を支給する。 ②給付費(10,000円)及び事務費 ③令和7年9月分の児童手当支給対象児童のうち高校生世代の人数:3,178人 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに大村市在住の高校生世代人数:228人 (3,178+228)×10,000円=34,060千円のうちR7実施分を除く 490人×10,000円=4,900千円 事務費303千円(消耗品費、手数料) ④市内在住の高校生世代の者	R8.4
11	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	高齢者交通対策事業(物価対策分)(R8実施分)	①物価高騰対策における移動支援として、運転免許証を持たない75歳以上の高齢者に対し、交通費の一部助成を行うことで、経済的負担を緩和し、公共交通機関の利用促進に繋げる。 ②記名式二モカへのポイント付与(3,000円相当/人)、事務用品、チラシ印刷代、通信運搬費、委託料、ポイント交換機リース料など ③記名式二モカへのポイント付与 3,000円×5,300枚=15,900千円 うちR7実施分を除く3,000円×739枚=2,217千円 その他事務費5,861千円 ④自動車(原付・自動二輪車を含む。トラクターなどの小型特殊自動車は除く。)の運転免許証を所持していない75歳以上の市民	R8.4
12	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所等物価高騰対策事業	①物価高騰の影響を受けている市内の介護サービス事業所等の中で、長崎県の支援の対象外となっている有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の負担の軽減を図り、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 ②長崎県が算出した入所系の施設に係る光熱費及び食材料費の影響額 ③【支援金】10,000円(長崎県が設定した入所系の施設に係る定員1人当たりの給付額)×807名(定員)=8,070千円 【事務費】7千円(役務費) ④市内の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の計29施設	R8.7
13	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス事業所等物価高騰対策事業	①原油価格、物価高騰の影響を受けている障害福祉事業所等の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する ②光熱水費及びその他市長が必要と認める経費 ③支援金:移動支援事業所:11施設×9,000円(単価)=99千円 日中一時支援事業所:20施設×19,000円(単価)=380千円 地域活動支援センター:2施設×19,000円(単価)=38千円 合計:517千円 役務費:10,000円 ④移動支援事業所(11施設)・日中一時支援事業所(20施設)、地域活動支援センター(2施設)	R8.7
14	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	入院施設物価高騰対策事業	①原油価格及び物価が高騰する中、燃料費や食材費などに大きな影響を受けている市内の入院病床を有する医療機関の経済的負担を軽減するため、安定的かつ質の高いサービス等の提供ができるよう支援する。 ②県の基準である施設の光熱費・食料品費の価格高騰分3,000円×病床数 ③3,000円×212床(市立大村市民病院の病床数)=636千円 ④市立大村市民病院(県が支援を行わない施設)	R8.7

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期
15	⑤省エネ家電等への 買い換え促進による 生活者支援	省エネ家電製品購入費補助事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、省エネ機器の購入を支援するとともに、家庭におけるCO2排出量の削減を図り、「ゼロカーボンシティ大村」の実現に向けた取組を推進する。 ②エアコン・冷蔵庫・テレビ 【課税世帯】購入金額の1/5(上限20,000円) 【非課税世帯】購入費の1/3(上限30,000円) LED:購入金額の1/2(上限5,000円) ③エアコン・冷蔵庫・テレビ 【課税世帯】20,000円×1,500世帯＝30,000千円 【非課税世帯】30,000円×500世帯＝15,000千円 LED:5,000円×600件＝3,000千円 事務費1,048千円(需用費762千円、役務費286千円) 人件費1,753千円 ④省エネ基準を満たした対象製品(エアコン・冷蔵庫・テレビ・LED)を市内店舗で購入した市民	R8.8
16	⑪推奨事業メニュー 例よりも更に効果が あると判断する地方 単独事業	中小企業物価高騰緊急支援事業	①資金繰りが悪化した事業者の事業継続を支えるために必要な事業資金の融資枠を設ける ②③ 融資上限額:500万円 利子補給期間:融資実行後の1年間 保証料補給額:新規融資額の0.8% (利子補給) 新規融資件数65件×80,004円×5/12か月＝2,167千円 (保証料補給) 325,000,000円×0.8%＝2,600千円 (預託) 325,000,000円÷2.97≒110,000千円(年度末返還予定) (事務費等)965千円(需用費300千円、役務費665千円) ④市内に事業所を有し、1年以上経営している中小企業信用保険法に基づく業種を営んでいる事業者(中小企業振興資金融資制度と同一)	R8.8